

經濟論叢

第168卷 第1号

-
- 未来への逃避，歴史への投企（2）……………渡 邊 尚 1
- アメリカの企業年金政策とリバージョン問題…吉 田 健 三 20
- 発展途上国の環境政策と
先進国企業の参入・退出（1）……………林 宰 司 40
- ソ連社会主義と消費生活様式……………林 裕 明 51
- 研究開発競争モデルの再検討（2）……………富 澤 拓 志 71
-

平成13年7月

京 都 大 学 經 済 學 會

アメリカの企業年金政策とリバージョン問題

—受給権保護の視点からの分析を中心に—

吉 田 健 三

はじめに

1980年代以降におけるアメリカ企業年金の諸変化の中で、最も大きな出来事のひとつはリバージョンの流行であった。リバージョンとは、企業が自社の確定給付型年金（以下「DB」）を終了させることで、DBに発生した積立超過資産を獲得する行為である。この流行現象は、企業にとってはDBの金融収益部門としての新たな機能の開花を意味していた¹⁾。しかしながら、他方で企業年金は内国歳入法や1974年従業員退職所得保障法（以下「ERISA」）によって加入者の退職後所得保証のためのみに用いられるべきものであることが原則として示されている。リバージョンによるDBの金融収益部門としての活用と、この退職後所得保証機能または加入者の受給権は明らかに鋭く対立するものであった。この対立は1980年代の政府や議会での企業年金政策議論の中心軸を形成し、ここにERISAで定められた政府の受給権保護政策は新たに問い直されることとなった。

本論文では、このリバージョン問題と政府の対応が持った歴史的意義を、この対立の後者の極である政府による企業年金の退職後所得保証機能、および加入者の受給権保護政策の発展という視点から分析する。そこでは、第1にリバージョンが政府にとって単に目新しい問題であっただけでなく、今日の企業

1) この金融収益部門としてのDBの発展に関しては、拙稿「金融収益部門としてのアメリカ確定給付型企業年金～1980年代リバージョン問題を起点に」『証券経済研究』第29号、2001年を参照。

年金の構造変化にかかわる DB 受給権上の重要な論点を含んだ問題であったこと、したがって第2に政府の規制によるリバージョンの鎮静が、加入者の受給権の保護強化という点からはきわめて限定された意義しか持たなかったことが明らかにされる。

I 1980年代の DB 積立超過とリバージョンの発生

従来、アメリカで DB を提供する企業の伝統的な悩みは積立不足問題であった。しかしこの DB の積立状態は1980年代に入ると、高株価・高金利などに支えられた資産運用の高成績によって一気に不足から超過へと逆転した。アメリカ DB 全体の平均積立率は1978年には推定で88.4%であったが、1982年にはこれが約160%まで上昇し、1986年まで150%以上の水準が続いた。他方、積立不足状態にある DB 資産が全 DB 資産に占める割合は、1980年から84年までの間に35%から13%まで減少している。この結果、1985年には積立超過資産の総額は、2,000億ドル以上に達していた²⁾。

この莫大な積立超過資産は、企業年金への拠出負担減少、あるいは会計制度変更に伴う積立超過の利益計上などを通じて企業経営にプラスの影響を与えた³⁾。しかし他方で企業は DB を継続させる限りでは、この超過資産を直接に取得することはできなかった。なぜならそれは加入者からの受託資産として ERISA によって企業から守られているからである (403条)。そこで、いくつかの企業はいったん DB を終了させることを通じて積立超過資産を直接に獲得した。このような行為がリバージョンである。

リバージョンは、第1表に見るように1980年初頭には少数の企業が行う偶発的な出来事であったが、その後爆発的に普及し1980年代中旬には社会的現象として世間の注目を集めるに至った。この行為を通じて企業に供給された資金は、1980年代全体で210億ドル以上にものぼり、ピーク時の1985年には発行さ

2) これらの数字は PBGC, *Pension Insurance Data Book* 1997, 1998 より。

3) こうした利益の詳細については、拙稿、前掲論文を参照。

第1表 100万ドル以上のリバージョンを伴う DB 終了

年	全 体 統 計		単 位 (100万ドル)		
	プラン数	加入者 (人)	回 収 額	資 産 額	負 債 額
1978	2	21	13	13	0
1979	7	999	13	17	4
1980	9	22,242	18	58	40
1981	35	30,512	159	341	183
1982	82	123,587	403	1,136	733
1983	166	168,549	1,606	3,429	1,823
1984	329	379,316	3,557	7,402	3,845
1985	582	708,595	6,106	13,654	7,548
1986	258	261,769	4,284	8,912	4,628
1987	277	236,060	1,956	4,931	2,975
1988	252	266,376	2,188	6,076	3,888
1989	163	154,249	804	2,355	1,551
合計	2,162	2,352,275	21,107	48,324	27,218

出所：John A. Turner and Daniel J. Beller (ed.), *Trends in Pensions 1992*, GPO, 1994, p. 539.

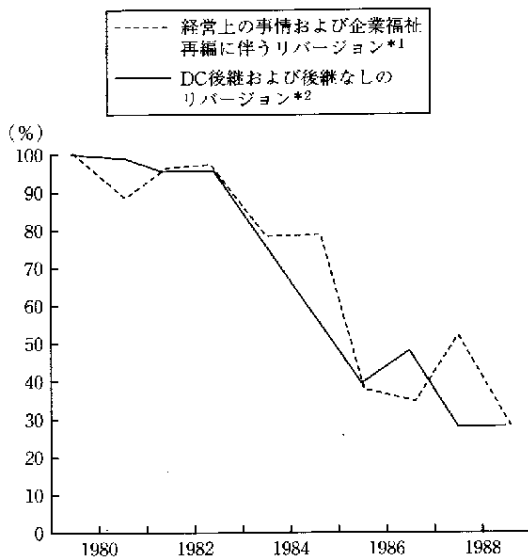
れた株式総額の約2割に相当する額の資金がリバージョンによって供給されていた⁴⁾。これを行った企業には UAL や Exxon などアメリカを代表するような企業も名を連ねている。このリバージョンによって、1980年代には DB の積立超過資産は「含み資産」として投資家や産業界の注目を集めるようになった。

リバージョンは、DB 終了後につくられる年金によって以下のように分類される。

- ① ほぼ同じ加入者集団に対して確定拠出型年金 (DC) をつくる。(以下「DC 後継」)
- ② ほぼ同じ加入者集団に対して、DB プランをつくる (以下「DB 後継」)
- ③ スピンオフターミネーション (以下「スピンオフ」)

4) Jacob K. Thomas, "Why Do Firms Terminate Their Overfunded Pension Plans?," *Journal of Accounting and Economics*, 11, 1989, p. 361.

第1図 リバージョンの形態と終了理由の比率の変遷 (加入者比重)



* 1) : その大部分が、新規企業年金設立に伴う年金終了。他には企業の売却/移転、合併、清算、支店/部門/工場閉鎖。経営の困難、プランのコスト高。ERISAのインパクト、理由不明。プランに不満。倒産など。なおこれ以外の理由によるリバージョンは「その他」に分類されている。

* 2) : 85年以前は「その他」「不明」の終了も含まれるが、少なくとも DB 後継やスピンオフのリバージョンではない。

出所 : Turner and Beller, *op. cit.*, pp. 540-541 を加工して作成。

これは積立超過 DB を持った企業が、現役加入者のために新たな DB を設立し、その部分の資産を新しい DB に移転した上で、退職者だけになった DB を終了させるという技術である。

④ 後にプランをつくらない。(以下「後継なし」)

これらの形態の違いは、リバージョンが行われる動機にほぼ対応している。すなわち DB 後継やスピンオフでのリバージョンは、基本的には積立超過資

産を純粋な目的とした場合にしか発生しないのに対し、DC 後継や後継なしのケースは、多くの場合企業福祉または企業自身の再編に伴って発生していた。その証拠に、第1図に見るように、DC 後継、後継なしのリバージョンが全体に占める割合は、企業福祉の再編や企業年金改変などの動機によるリバージョンの占める割合の急落とほぼ対応して急落している。このことは逆に見れば、企業福祉の再編や企業年金改変以外の「その他」の理由によるリバージョンの割合が、1984年以降 DB 後継やスピノフのリバージョンが後に見る政府のリバージョン容認政策のために急増するのに対応して増加しているということでもあった。ここで、この「その他」の理由によるリバージョン増大のほとんどが、積立超過資産獲得を動機によるリバージョンの増大であるとみなすことができるため⁵⁾、1980年代中盤には DB 後継やスピノフなどのリバージョンが積立超過資産獲得を主な目的として隆盛したということがいえる。

II リバージョン問題と受給権の保護

前章で見た1980年代のリバージョンの流行、すなわち終了を通じた DB 金融収益の活用は、社会的問題として政府や議会、裁判所などで大きな問題となった。この章では、このリバージョンが加入者の権利に与える損失を整理し、その問題が政府の企業年金政策にどのような課題を提起したのかについて見ていきたい。

1 加入者の権利から見たリバージョン

リバージョンが加入者の権利に与える損失は、主に次の3つに分類することができる。すなわち①積立超過資産の帰属先の問題、②DBが継続していれば発生したはずの将来の受給機会、③想定給付債務(PBO)と累積給付債務(ABO)の差額、である。

5) 米国会計検査院の調査によると、1985年にDBを終了させた企業のうち58%が、「積立超過資産を年金に関連しない目的で使用すること」が主な終了の理由であると回答している。GAO, *Pension Plans; Termination of Plans with Excess Assets*, 1986, p. 10.

① 積立超過資産の帰属の問題

まず「企業年金資産は企業ではなく加入者のものである」という考えに立つならば、企業が年金資産の積立超過分を取得する行為自体が明らかに加入者の権利の侵害であるということが出来る。そして法律では、企業年金資産は加入者のためのものであるということが原則的に明記されている。すなわち ERISA では企業年金資産は加入者から企業に受託された資産である旨が明記されているし (ERISA 403, 404条), また内国歳入法でも年金資産が従業員のために排他的に用いられることが企業年金に税制優遇を与える適格要件となっている (内国歳入法401(a))。リバージョンが終了を通じて行われるのは、もともと企業がこうした法的な規定をくぐり抜けて積立超過資産を取得するためであった。だが、そうした法手続きの技術は、もちろん問題の本質を変えるわけではない。そのため議会では「それは誰のお金か」という点から、リバージョン規制を唱える声があがっていた⁶⁾。

② 終了によって失う将来の DB 受給機会

企業がリバージョンのために企業年金を終了させた場合、加入者は終了時点までの勤務期間に対応した給付を年金保険契約 (annuity) ないしそれに相当する現金の形態で受け取る。このとき、もし終了した DB と同様の企業年金が設立されなければ、加入者は将来の勤務期間に対応した年金給付や将来行われたかもしれない給付のインフレ調整の機会、すなわち DB が継続すれば発生していたはずの給付額上昇の機会を失う。この機会の損失は企業年金を国民の退職後所得保証を支える柱のひとつとする立場からすれば、看過できる問題ではない。なぜならこの損失は、企業年金による所得保証の安定性が雇用主の超過資産獲得動機のために脅かされることを意味するからである。内国歳入法でも制度の永続性が企業年金に税制優遇を与える適格要件であると定めている。なおこの種の損失に関する Hay/Huggins 社の調査では、生涯想定された給付額のリバージョンによる減少は、後継なしのリバージョンでは当然すべての

6) Karen Ferguson & Kate Blackwell, *Pensions in Crisis*, Arcade Publishing, 1995, p. 128.

ケースで、DC 後継の場合でさえ50.1%から88.8%のケースで発生すると推定された⁷⁾。

裁判所では、こうした損失に対してリバージョンを行う企業が積立超過資産の一部を加入者に分配することを命じたケースがわずかではあるが存在した。例えば Dexie Engine Co. のリバージョンの場合、加入者が DB 清算において65歳まで働いていた場合の38%しか給付を受け取れないことを理由に訴訟を起こされ、1987年6月の第11巡回区連邦控訴裁判所において勝訴している⁸⁾。その決定の根拠には、「事業主は終了においてすべての年金債務を清算しなければならぬ」と定めた ERISA 4044(a)の「年金債務」の概念を将来発生する債務を含むものであると解釈したことにある。

③ PBO と ABO の差額の損失

確定給付型年金の負債概念には、主に予測給付債務 (PBO) と累積給付債務 (ABO) の2種類がある。DB の給付額を決定する算定式は、多くの場合「給付額=定数×勤続年数×最終給与」の形で成立している⁹⁾。このとき、最終給与として現在の賃金水準を用いて計算された負債が ABO であり、将来想定される退職時の賃金水準が用いられた負債が PBO である。企業は年々の負担額をより均一に調整するために、積立の指標として PBO を参考にする場合がほとんどであるが、年金が終了する場合に実際に清算される負債は ABO である。それゆえ、企業は終了を通じてこの ABO と PBO の差額分の利益を獲得することができる。なおこの差額分は、1987年の DB 最大100社においては

7) 数字に幅があるのは、推計に使用している割引率、昇給率の差による。Employee Benefit Research Institute (以下 EBRI), "Pension Plan 'Surplus': Revert Transfer or Hold?," *EBRI Issue Brief*, No. 88, 1989, p. 18.

8) しかし次節でも述べるようにこの決定は翌年最高裁判所で覆されている。Pensions & Investment Age (以下 *PIA*), August 10, 1987, p. 1, EBRI, *op cit*, p. 13. 他にも1987年4月の第4巡回区連邦控訴裁判所 (最高裁で覆されている)、1986年10月の第6巡回区連邦控訴裁判所の例などがある。

9) Employee Benefit Survey of Medium and Large Firm によると、1986年に DB の全加入者のうち57%が最後の数年間の平均給与を給付算定式に用いる DB に、15%が勤務していた全期間の平均給与を用いる DB に加入していた。ロバート・クラーク、伊部英男監訳『アメリカ年金制度の現状と課題』年金総合研究センター、1990年、70ページ、表IV-4を参照。

全積立超過資産のうち約40%に相当していた¹⁰⁾。

企業によるこの差額の獲得は、年金給付を「暗黙の契約」(implicit contract)として賃金の一定割合が繰延べられた部分であるとする立場からすれば¹¹⁾、契約の「暗黙」の性質(年金の経済的価値が明示されない性質)の濫用による加入者の受給権損失であると捉えることができる。このことの単純な例として、まず40歳から65歳までの勤務する従業員が一人いる企業を想定してみよう¹²⁾。彼の限界生産物の実質価値が\$11で、彼はそのうち\$10を賃金で、残りの\$1(賃金の1割分)を年金として退職時に一時金の形式で受け取るものとする。この場合、彼が退職時点で受け取れる年金の実質価値は\$25($\1×25 年)である。

ここで名目利率および賃金上昇率(インフレ率)がともに10%(この時、実質利率はゼロであるが数%の実質利率を想定しても結論には変化がない)の場合を考えてみよう。この場合、55歳の時の賃金が\$10なら彼の65歳の時の名目賃金は、\$25.94($\$10$ が年々10%増える)であり、したがって彼が退職する時には総額として\$64.85($\2.59×25 年)、うちこの15年間の勤務に対して\$38.91($\2.59×15 年)の名目年金給付が支払われる。この\$38.91の55歳時点での現在価値(実質価値)は\$15であり、これが年金会計におけるPBOに相当する。これに対し、55歳の時にプランが終了すれば、彼が65歳時に受け取れる年金給付額は、\$15($\1×15 年)。この給付の55歳時点での現在価値(実質価値)は5.78\$であり、これが年金会計におけるABOに相当する。したがってこの例では、加入者が55歳時点で年金が終了した場合、加入者は賃金のうち年金として繰延べられた賃金の38.5%($= ABO \div PBO$)しか受け取ることが

10) 数字は、F&I, July 24, 1988, Corporate Balance Sheet Reportをもとに計算。

11) 年金給付が「明示的(explicit)な契約」ではなく「暗黙の契約」であることのより詳しい説明と実証研究は、Richard Ippolito, "The Labor Contract and The True Economic Pension Liabilities," *American Economic Review*, Vol. 75, 1985, を参照。

12) ここではRichard Ippolito and William James, "LBOs, Reversions and Implicit Contracts," *The Journal of Finance*, Vol. XLVII, No. 1, March, 1992の説明を、若干の数値の修正を加えて引用した。

できず、その差額を企業が取得することとなる。

リバージョンに伴う加入者の実際の損失として最も注目されたのはこの部分であった。労働省は1984年に、この「暗黙の契約」の前提に基づいてリバージョンによって従業員は給付1ドルあたり45セントの損失を受けているという研究を発表し、各方面に反響を呼んだ¹³⁾。また議会でも、この種の損失はリバージョンの規制を訴えるものとしての根拠として取り上げられた。例えば下院エイジング委員会のロイバルが提出したリバージョン規制法案では、同様の論理によりリバージョンが15年勤務の加入者の給付を550ドルから300ドルまで減少させると主張している¹⁴⁾。

2 政府の受給権保護政策に提起した課題

次にこれらの「リバージョン問題」が持っていた性格を検討することを通じて、これらの損失が政府の受給権保護政策にどのような課題を提起したのかを考察したい。

「リバージョンの問題」に関してはじめにいえることは、企業による積立超過資産の取得自体は、すなわち上述①の損失は、実際には政府の年金受給権保護制度にとって大きな問題ではなかったことである。なぜなら、企業が積立超過資産を取得することによって加入者に直接与える具体的な損失は、かなり不明確だったからである¹⁵⁾。

まず加入者の発生済みの受給権 (accrued benefit) に関していえば、積立超過資産の獲得はこの部分の権利に何の損失も与えない。なぜなら、ここで獲得される積立超過資産は、文字通り加入者の発生済み受給権の現在価値である「給付債務」を超過した分の資産にすぎないからである。したがって、ここで上記③で扱っている加入者の権利を現す正当な債務は PBO か ABO かという

13) *P&I*, April 16, p. 2.

14) *P&I*, October 1, 1984, p. 1.

15) ただし、本論文では詳しく扱わないが積立率低下に伴う年金財政の健全性の悪化による間接的損失の問題は依然として存在する。

議論を問題にしなければ、積立超過資産の獲得行為自体は、発生済みの受給権をなんら侵害しない。

また加入者の発生済み受給権を超えた積立超過の部分に関しても、単純にこれを加入者の損失であると断言することは困難である。それは、この損失の前提にあった積立超過資産が加入者に帰属するとする考え方に問題があるからである。そもそも1980年代に巨額の積立超過資産が発生した最大の要因は、1980年代初頭の株高・高金利などのよって予想外に好調な資産運用成績であった¹⁶⁾。ここで、年金の資産運用のリスクを直接負っている主体が加入者ではなく企業であることを考慮に入れば、また利得は引き受けるリスクに応じて配分されるべきだとする考えに立つならば、この運用環境の順境による利益である積立超過資産を無条件に加入者の権利とすることは、支持されがたかった。

実際にも内国歳入庁は、こうしたリスクを「保険数理士の予想の誤り」と表現することで積立超過資産の企業への帰属を正当化する根拠とした¹⁷⁾。また裁判所でも、積立超過資産の帰属問題をめぐって多くの訴訟が起こされたが、そこで下されたほとんどの判決が積立超過資産の企業への帰属を認めるものであった¹⁸⁾。

結局のところ政府の受給権保護政策に対してリバージョンが提起した問題とは、上述②、③の損失であるが、それらは企業のリバージョン時のみに発生するのではなく DB 終了の際には常に発生する損失であった。まず損失②が終了によって初めて発生する損失であることはいうまでもない。そして損失③もまた DB の終了に伴う年金負債の ABO に基づく清算を通じてはじめて発生するという点で、損失②とまったく同様に DB 終了に伴って一般的に発生する問題であった。なお、この差額の損失は DB 終了とは関係なくとも加入者の転職・離職によっても当然生じる問題であった。すなわちこの差額の損失は、今日に一般に「DB 受給権のポータビリティの欠如」として指摘される問

16) それを裏付ける積立超過資産発生要因に関するアンケート調査は、GAO, *op. cit.*, p. 9.

17) 今福委志『企業年金会計の国際比較』中央経済社、1996年、67ページ。

18) その象徴的な判決に関しては、*P&L*, January 9, 1984, p. 1 を参照

第2表 リバージョンによる加入者の「損失」発生とリバージョンの形態

○…損失発生。×…損失発生せず。

加入者の損失\リバージョン形態	DB 後継	スピンオフ		DC 後継	後継無し
		現役	退職者		
①超過資産の帰属 (PBO 超過分)	○	○	○	○	○
②終了後の DB からの受給機会	×	×	△*1	○	○
③PBO と ABO の差額	×*2	×*2	×	○	○

*1) :すでに退職したものは将来の勤務分での損失はこうむらないが、DB 加入から外されることで将来起こり得るインフレ調整などの機会を失う。

*2) :この損失が発生するかどうかは、後継の DB が過去勤務債務 (past service credit) を考慮するかどうかに依存する。政府は、リバージョンにおいて企業にこの部分の権利を加入者を与えることを義務付けてはいない。しかし、DB 後継のリバージョンでは、ほとんどのケースで後継の DB は以前の DB の過去勤務債務を考慮していた。たとえば、R. Ippolito & W. James, *op. cit.*, で用いられているサンプルでは全ての DB 後継リバージョンで過去勤務給付が考慮されたものとされている (p. 152)。すなわち DB 後継のリバージョンでは実質的にこの部分の損失は発生していないと考えることができる。

題である。

さらに第2表に見るように、DB 終了に伴って発生するこれらの損失は、積立超過資産の取得を純粋な目的とした DB 後継やスピンオフのリバージョンでは発生しない。これらの損失が発生するのは DC 後継や後継なしの終了の場合のみである。そして第II章で見たように、これらのリバージョンは多くの場合企業再編や企業年金の改変に伴う DB の終了であった。すなわち「リバージョン問題」として注目された加入者の損失の内実とは、受給権問題としては企業による積立超過資産の取得行為によって発生する問題ではなく、むしろ1980年代に頻発した企業のリストラおよび企業の買収合併・倒産に伴う DB 終了の場合においてこそ発生するものであった。

これら DB 終了に伴う損失は、従来の政府の受給権保護、すなわち既存の ERISA の枠組みで対処できる問題ではなかった。なぜなら ERISA とは、基本的に「繰延べ賃金」として発生済みの加入者の受給権が確実に支払われるため枠組みにすぎなかったからである。企業は ERISA のもとでも企業年金制度の提供するかどうかを自由に決定することができ、したがって企業は給付債務

を清算することができる限り企業年金を自由に終了することができた。この自由は、1983年末に地区裁判所が、企業による DB 終了の判断を「ERISA の受託者標準からは除外される」と認め、その判決が先駆的な判例になったことによって、改めて確認された¹⁹⁾。DB の終了が自由に行える以上、当然、将来発生しうる受給機会を保障する責任は企業にはない。すなわち上記②の将来の受給機会の損失は、はじめから ERISA の対象外の問題であった。

他方、上記③の ABO と PBO の差額損失は、単なる将来の機会の損失ではなく、DB の繰延賃金の一部が DB 終了によって奪われることを意味していたので、ERISA の論理からも看過されえない現実的問題であるかに見えた。その点が、この損失が議会などにおけるリバージョン批判の最大の材料として取り上げられた所以であった。しかしながらこの部分の損失もまた、DB 給付算定の性質上「将来まで勤務していれば発生していた部分」、すなわち想像上の損失である点では②の損失と同じであり、したがって既存の ERISA のもとで保障されるものではなかった。第Ⅱ節で挙げた第11巡回区連邦控訴裁判所の判決のように、終了の際には将来発生する債務をも保証するべきであるとの解釈を示したケースはその例外であった。しかも、この決定もまた最高裁で覆されており、最終的には ERISA のもとでは将来給付の保障は企業の責任ではないことを再確認する結果となった²⁰⁾。

このようにリバージョンによって露呈した終了に伴う DB の受給権損失は、ERISA の枠組みで保証できる問題ではなかった。このことが意味していたのは、企業倒産・リストラの多発する1980年代の経済環境の中で、DB を国民の退職後所得保証として機能させる仕組みとしての、あるいは繰延べ賃金としての受給権を守る仕組みとしての ERISA の機能不全の露呈にほかならなかった。したがってこの問題に正面から対処するためには、単に積立超過資産の所有権一般問題、またリバージョンの発生抑制だけではなく、企業による終了の

19) EBR1, *op. cit.*, p. 13, *P&I*, January 9, 1984.

20) *P&I*, July 25, 1988, p. 1.

自由の見直し、および加入者の受給権を ABO ではなく PBO に拡大する等の大掛かりな規制変更が必要であった。リバージョン問題を通じて政府の受給権保護政策に提起された課題とはこのように DB 受給権のあり方を根底から問いなおすものであった。

III 政府の対応とその帰結

こうした問題を含むリバージョンに対して政府が1980年代にとった一連の政策は、第3表にまとめられている。この章では、そうした諸政策が政府の受給権保護政策の展開という点からいかなる意味を持ったのかということ考察す

第3表 リバージョンをめぐる法・規制

成立日	規制・法律名	内 容
1984. 5.	ガイドライン Joint Implementation Guidelines	・リバージョンおよび後継プランに関するルール設定
1986.10.22	税制改革法 Tax Reform Act of 1986	・10%のリバージョンタックス
1987.12.22	包括的財政再建法 Omnibus Budget Recon- ciliation Act of 1987	・「5年ルール」*1の設定 ・積立最大上限を PBO 100%から ABO 150%へ。 ・償却の短期化、割引率の幅の制限など各種積立への課税強化
1988.11.10	雑収入に関する法律 Technical and Miscellaneous Revenue Act of 1988	・リバージョンタックスを15%に上昇
1990.11. 5	包括的財政再建法 Omnibus Budget Reconciliation Act of 1990	・DB 積立超過資産を企業の健康給付勘定に移転することを容認。 ・リバージョンタックスを20%に上昇 ・超過資産の一部従業員に分配することを促進する税制。*2

*1) このルールのもとでは企業は、リバージョンによって積立超過資産を取得するためには、プラン規約に5年以上まえから終了の際に積立超過が企業に帰属されることが定められている必要があった。

*2) : 次のいずれの条件も満たさない場合、リバージョンタックスは50%になる。①終了したプランの95%が加入する他の適格退職プランにリバージョン額の25%を移転すること、②リバージョン額の20%を終了したプランの加入者に発生した給付の比例的増大にあてること、③雇用主が倒産法7条の清算の過程にあること

る。

まずこの問題に対して、当時の行政府であったレーガン政権がはじめに明らかにした姿勢はリバージョンの容認であった。その姿勢は経済諮問委員会が1984年の3月に、純粹に積立超過資産獲得を動機としたDB後継やスピノフを含むリバージョンをほぼ全面的に容認すると発表したことで明らかにされた。さらに同年5月には内国歳入庁、財務省、労働省、年金給付保証公社が共同で企業がリバージョンを行うための「ガイドライン」を發布した。こうしたリバージョンの容認政策は、例えばこの容認政策決定を発表した経済諮問委員会の担当者であるニスカネンの発言からうかがえるように、政府の強力な関与が企業のDB離れやDB積立不足を促すことを防ぐといった論理に支えられていた²¹⁾。すなわち、ここではDBの金融収益部門としての活用を認めることが、企業年金の社会的機能に対して対立するのではなく一致するのだということが強調された。

しかし、このリバージョン容認の姿勢は最後まで貫徹されることはなく、リバージョンは最終的に強く規制されるようになった。この動きを主導した第1の論理は、財務省や議会の歳入委員会などによる税制改革の論理である。リバージョンは、この当時の税制改革のスローガンである「公平な課税」の理念から見て不公平であるとして批判された。すなわち企業による積立超過資産の取得、つまり企業が企業年金資産を「含み資産」として活用することは、企業年金の拠出金および資産運用益に与えられた税制優遇の不当な濫用であるとされた。このような考えに基づき1984年に財務省は、この不公平を防止する措置として税制改革案に10%のリバージョン税を盛りこんだ²²⁾。同税は1986年税制改革法において実現し、さらに1988年に15%、1990年には20%にまで引き上げられた。

第2にリバージョンは、加入者の権利を守るという立場からも批判され、規

21) *F&I*, April 2, 1984, p. 45.

22) *F&I*, December 10, 1984, p. 3.

制された。すなわち議会では民主党のメツェンボウム上院議員やクレイ下院議員、ロイバル下院議員などがこの立場からリバージョン反対を訴え、公聴会の開催や法案の提出などの活動を行っていた。彼らは議会では少数派であり、彼らの提案した60%のリバージョン税などの強力な規制の大部分は実現することにはなかったが、それでも1987年包括的財政調整法（以下 OBRA）では「5年ルール」（第3表の注を参照）を、また1990年 OBRA では DB を終了させる企業に積立超過資産の一部を加入者あるいは後継 DB に分配するか、50%の特別税を支払うかを選択させる厳しいリバージョン規制を成立させた。

こうした1980年代後半における一連のリバージョン規制はリバージョンを行う企業の著しいディスインセンティブ要因となって、リバージョン鎮静に大きな役割を果たした。リバージョンにまきこまれた DB 加入者の数は第1表に見るように1985年の70万人をピークに、翌年には26万人にまで激減した。リバージョン件数はその後も減少を続け、強力な規制が敷かれた1990年代以降にはすでにリバージョンの社会的流行は過去の現象となっていた。

ではこれらの政策の動きは、加入者の権利の発展という点からはいかなる意義をもったのであろうか。まず第Ⅱ章①としてあげた積立超過資産の所有権の問題に関していえば、それらの規制は基本的に積立超過資産の企業への帰属を原則的に認めるというレーガン政権の決定は貫かれたということがいえる。議会の議論でも「積立超過資産は誰のものか」という原理的な問題は、早い段階でリバージョンの問題として争点としては失われていた²³⁾。成立した諸規制は、課税の抜け穴をつぶすことを目的とした課税、終了による加入者の損失や DB の積立状況の健全性に配慮した積立超過資産の従業員への分配の促進、LBO 材料としての積立超過資産の活用防止など、積立超過資産の企業への帰属を前提にその取得形態に一定の制約を与えた規制にすぎなかった。しかも企業は、この措置のあとも第1章で見たようなリバージョン以外の手段を以って DB の

23) 「議会は、年金資産の所有権という困難な問いの解決を試みることをあきらめ、代わりに年金流用に歯止めをかけるべく税法に着目した。」Ferguson & Blackwell, *op. cit.*, p. 129.

金融収益を活用しつづけることができた²⁴⁾。

それでは第Ⅱ章で焦点を当てた損失②や③などの DB 終了に伴う問題に関する政府の取り組みはどうであったのか。まずリバージョンの容認派である行政府の基本認識は、経済諮問委員会のニスカネンが行った1984年のガイドライン発布時のコメントに表現されている。すなわち、そこで彼は損失③（PBOとABOの差額損失）を提起した上述の労働省の発表に対して、「企業年金システムの核心」「最も基本的な問題」を考える「良いスタート」であると評価する一方で、この研究の前提となるPBOを受給権とみなす発想について「証拠はまったくはっきりしていない」と批判した²⁵⁾。その直後には年金給付保障公社がこの研究の将来想定される給付という前提に対して批判的な態度を表明している²⁶⁾。また内国歳入庁は1987年10月に前章での第11連邦控訴裁判所の4044(a)解釈、すなわち年金債務に将来発生分の給付を含む解釈に同意できないと態度を表明し、裁判所との摩擦を起こした²⁷⁾。このように行政府は、基本的に損失③（および②）の前提となる想定、すなわち将来への権利を含む受給権に疑問を示すことで、そうした問題の存在自体に否定的な立場をとっていた。

他方、加入者の権利の立場からリバージョンの規制を唱えるものは、この損失③をリバージョン批判の最大の材料として扱っていた。それは例えば1984年のロイバル法案の前文や1987年OBRAにおける下院教育労働委員会報告などに表れている²⁸⁾。しかしながら、実現した諸規制はDB終了ないし加入者の転職に伴う一般的な問題としてのこの損失に対応したものではなかった。この点については損失②に関しても同様である。すなわちリバージョン問題によって露呈したDB終了一般に伴う受給権問題は、政府の一連のリバージョンへの取り組みにおいて解決されることはついになかった。そして損失③はDB型

24) こうした積立超過資産の活用の詳細に関しては、拙稿、前掲論文を参照。

25) ニスカネンは研究のその他の諸前提にも疑問を投げかけている。P&I, April 2, p. 45.

26) P&I, April 16, 1984, p. 2.

27) P&I, October 19, 1987, p. 4.

28) P&I, October 1, 1984, p. 1.

企業年金固有の欠点、すなわち「受給権のポータビリティの欠如」として定着していった。

以上より、政府の一連のリバージョン規制が、1980年代の社会問題であるリバージョンの鎮静という点では大きな意義をもったにもかかわらず、企業と加入者の権利の調整、加入者の受給権の発展という観点からはきわめて限定的な意味しかもたなかったといえることができる。

他方でリバージョンに関連する政策の中には、加入者の受給権やDBの社会的役割に対してまた別の意義を持つ措置もあった。それはDBの積立超過資産への課税強化である。この課税強化はリバージョン税と同様に、当時の課税公平の理念にとって企業が税制優遇を受けたDBに積立超過資産を溜め込むことが税制上不公平であるという批判によってもたらされた。1987年には下院の歳入委員会が積立超過資産を企業の租税回避手段であるとする立場から積立超過への各種課税強化措置を提起し²⁹⁾。その結果OBRA87において、積立限度の変更(PBO 100%からABO 150%へ)をはじめとする積立超過に対する各種課税強化が実現した。この規制が受給権強化の理念にとって意味していたことは、PBOという年金債務の概念が、加入者の権利としてだけでなく、企業の積立方式としても否定されたことである。

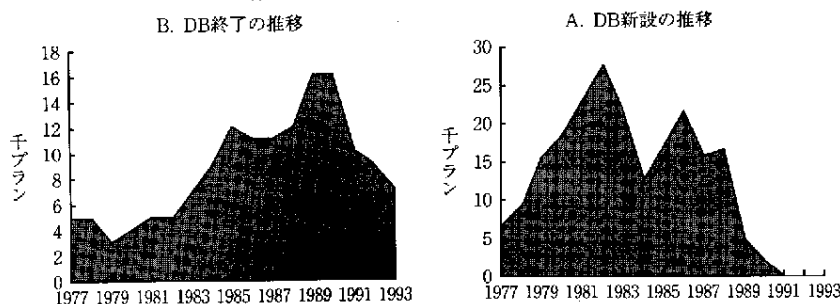
この課税強化措置はまたDBを提供する企業全体に具体的な負担を課すものであった。なぜならABO 150%の積立上限は、加入者の平均年齢が若く退職者が少ない場合にはPBOよりも低くなり、そうした企業は、PBOに基づいた直線のおよび均一な拠出を行うことが妨げられることで最終的な積立コストが上昇するからである。例えば平均年齢34歳の大手企業Digital Equipmentは、1987年時点でPBOはABOの286%にまで達していた³⁰⁾。また1991年に財務省が発表した研究では、DB全体資産の49%がこの新積立基準の影響を受けたと推定している³¹⁾。こうした積立課税強化は、繰延べ賃金の積立としての

29) 100th Congress, House Report, H. R. 3545, 1985, p. 1117.

30) *PSI*, April 18, 1988, p. 1.

31) EBRI, "Pension Evolution in a Changing Economy," *EBRI Issue Brief*, No. 141, 1993, p. 31.

第2図 DBの終了および新設の推移



注：この設立、終了数は内国歳入庁の発行する決定通知書の数で量ったもの。企業年金を提供する企業は、必ずしもこの通知書による承認を獲得する必要は無い。しかし、この決定通知は企業年金の適格性に関して「信頼性」を与えるため、実際には大部分の企業年金提供者がこの決定通知の形で承認を求める。なお数字は千単位で四捨五入されたもの。

出所：EBRI, "Pension Evolution in a Changing Economy," *EBRI Issue Brief*, No. 141, 1993, p. 10. より。ダン・マックギル、田村正雄監訳『企業年金の基礎 改版 第2巻』ぎょうせい、1998年、2-11ページ、12ページの図で補強。

DCと比較した場合、DBへの「偏向的な課税」であるとさえ評価された³²⁾。

他にもこの積立への課税強化は、同時に施行された割引率の範囲設定、前倒し拠出容認の停止および償却期間の15年から5年への短縮などの他の措置と合わせて、企業のDB拠出の柔軟性を損なうことが指摘されている³³⁾。すなわち企業は、以前よりも狭い範囲に資産を調整することがもめられ、運用環境および利率などの変動に必要な拠出額が左右されやすくなり、また積立不足に陥るリスクも高まった。これら一連の課税強化措置によっていまや企業がDBを提供することの負担はますます増大した。

こうしたDB積立への課税強化は、特に平均年齢の若い新興の企業などに新たな負担を課すことで企業のDB離れを加速し、DBの普及率衰退に拍車をかけた。第2図に見るように、企業によるDB設立の申請数は、積立上限が

32) この「偏向的な課税」についての内容の詳細は、Richard A. Ippolito, *An Economic Appraisal of Pension Tax Policy in the United States*, Irwin, 1990を参照。

33) 積立への各種課税強化の内容と帰結の詳細は、EBRI, *Pension Funding & Taxation: Implications for Tomorrow*, 1994, pp. 119-126を参照。

施行された1988年の翌年から激減しており、逆に終了数は1980年末に激増している³⁴⁾。その結果、DB全体の数は、1982年から1986年まで約17万前後で推移していたのが、1988年ごろから急落を始め、1990年には約11万、1992年には約9万にまで減少した³⁵⁾。

このように税制改革理念によって導かれた積立超過資産への課税強化は、加入者の受給権の拡大と対立していただけでなく、中小企業のDB離れをも促進し、DBの社会的普及に強い負の影響を与えるものであった。

む す び

1980年代に新たな社会現象として注目されたリバージョンが、ERISA以来の政府の受給権保護政策に提起した課題は何であったか。それは単なる積立超過資産の帰属先の問題にとどまるものではなく、DB終了および失職・転職に常に伴って発生するより一般的な権利の喪失であった。特に本論文でABOとPBOの差額として扱った損失③は、今日では「DB受給権のポータビリティの欠如」の主要な要素として、DBからDCへの移行を正当付ける根拠のひとつとなっている。つまり、リバージョン問題を通じて政府に提起されていた課題は、倒産・合併など産業再編が加速するアメリカ社会において露呈せざるをえないDB受給権保護の持つ不備にほかならなかった。

結局、リバージョン自体は政府規制の強化によってほぼ完全に鎮静化させられた。しかし、このことは積立超過資産の企業への帰属、すなわち企業によるDB金融収益の活用を否定するものではなかったばかりか、上記の問題に対応した受給権の強化を意味したものでもなかった。そしてこのDB受給権の不備の問題のひとつである損失③はやがて「DB受給権のポータビリティの欠如」として、DB固有の難点として定着していった。このポータビリティ問題

34) ただし、この時期における企業のDB離れを引き起こした制度的要因は他にも多く存在していた、それらの要因の考察もまた今後の分析課題である。

35) 数字は、U.S. Department of Labor, *Private Pension Plan Bulletin 1992*, GPO, 1996, Table E1より。

はいうまでもなく DB から確定拠出型年金への再編が訴えられる際の最大の論拠となったものである。

またこのリバージョン規制の動きを全体として支えた税制改革の論理は、積立超過資産への課税強化のあり方にみるように、受給権強化の論理とは異なるばかりではなく、それと対立するものであり、さらには DB の普及にとっても著しい悪影響を与えるものであった。それは国民全体での企業年金給付の享受という意味での広義の企業年金受給権を損なうものであったといえる。

このようにリバージョン問題に現れた DB の金融収益部門としての機能と DB の社会的役割との対立は、規制によるリバージョン鎮静という外観とはうらはらに、総じて後者の譲歩によって決着がつけられた。ここに企業年金の社会的役割を支えてきた ERISA 以降の政府の受給権保護政策が持っていた歴史的な限界を見ることができる。他方で、DB 型企業年金自体は、この決着を受けて金融収益部門として新たな発展を遂げていった。次稿では、その発展の内実を分析することを課題としたい³⁶⁾。

36) 企業のリバージョン後の企業の金融収益部門として機能するアメリカ DB の姿に関しては拙稿、前掲論文を参照。